

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年6月定例会

議案の 件名	議案第42号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）
-----------	--	------------	--

<p>〈政策等の概要〉</p> <p>公職選挙法の規定に基づき、交野市議会議員選挙及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めたもの。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他の自治体においても同様の改正が行われる。</p>												
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">申請金額による金額</td> </tr> </tbody> </table>	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						申請金額による金額
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源								
					申請金額による金額								
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本市においても関連する条例の公営経費に係る限度額（交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営経費に係る限度額）の引き上げが必要となる。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>公職選挙法施行令に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例にしている。</p> <p>今回の公営単価の見直しにより、本市における市長選挙及び市議会議員選挙における選挙公営についても見直しを行うため、コストの増加が予測される。</p>												
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和4年4月6日付、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</td> <td style="width: 50%;">19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある 76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>	“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある 76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称		策定年度		計画期間			
“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある 76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている												
○その他の計画（該当する場合のみ）													
計画名称													
策定年度													
計画期間													
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>													
	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">担当部局</td> <td style="width: 20%;">担当課</td> <td style="width: 30%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>行政委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）</td> </tr> </table>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	行政委員会事務局	—	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）											
行政委員会事務局	—	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （新旧対照表等）											

議案第42号 交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

公職選挙法施行令の改正に伴い、条例を改正する。（施行期日：公布の日）

2. 条例改正の内容

選挙公営に要する経費の限度額の引き上げを行うもの。

◇自動車使用公営費
（選挙運動用自動車及びポスター公営条例第3条関係）

区分	改正単価	現行単価
自動車借入れ	<u>16,100円</u>	15,800円
燃料費	<u>7,700円</u>	7,560円

◇ビラ作成公営費
（選挙運動用ビラ公営条例第2条及び第4条関係）

区分	改正単価	現行単価
印刷費等/1枚	<u>7円73銭</u>	7円51銭

◇ポスター作成公営費
（選挙運動用自動車及びポスター公営条例第4条関係）

区分	改正単価	現行単価
印刷費/1枚	<u>541円31銭</u>	525円06銭
企画費	<u>316,250円</u>	310,500円

※ポスター1枚の作成単価（限度額）の算式

$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

3. 関連Webサイト：https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/shikkokeihi/index_2022.html

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成6年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、前条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p>

新	旧
<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合は、12,500円）の合計金額</p> <p>3 （略）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前項の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7, 560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）</p> <p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が12,500円を超える場合は、12,500円）の合計金額</p> <p>3 （略）</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出及び公費の支払）</p> <p>第4条 （略）</p>

新	旧
<p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 6, 2 5 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>	<p>2 交野市は、候補者（前項の規定による届出をした者に限る。）が同項の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>5 2 5 円 6 銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>3 1 0, 5 0 0 円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条第2項に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p>

交野市議会議員及び交野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、作成単価<u>7円73銭</u>に選挙の区分に応じて法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続)</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 交野市議会議員及び交野市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、作成単価<u>7円51銭</u>に選挙の区分に応じて法第142条第1項第6号に定める選挙運動用ビラの枚数を乗じて得られた金額を限度として選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項及び第2項の規定により交野市に帰属する場合はこの限りでない。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の支払手続)</p> <p>第4条 交野市は、前条の規定による届出をした候補者が、同条の契約に基づき当該契約の相手方である作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、当該作成業者からの請求に基づき、当該作成業者に対して支払う。</p>